

## 第2回文化財保存活用大綱策定専門家会議概要

- 1 日時 令和元年8月28日(水)午後6時15分～同8時15分
- 2 場所 メルパルク京都 第3・4研修室
- 3 参加者  
委員・・・金田委員(座長)、高橋委員、藤井委員、尼崎委員、森西委員、八木委員、  
小林委員、今井委員、宗田委員、亀澤委員、朝賀委員、  
オブザーバー・・・光石氏、村上氏(文化庁地域文化創生本部)  
教育委員会・・・山口指導部長、森下文化財保護課長、鶴岡建造物担当課長、玉木文  
化財活用推進担当課長ほか  
関係課・関係機関
- 4 進行 ①開会 あいさつ  
②京都府文化財保存活用大綱(中間案)について  
③事務連絡
- 5 質疑応答(主な意見)
  - 『もう一つの京都』に関して、地域計画を策定する市町村との兼ね合いはどういう理解をすればよいか。『海の京都』『森の京都』『お茶の京都』それぞれで文化財のかかわり方が異なっており、各々のエリアの市町村との連携方法も差があるのではないかと。どういった連携になるのか。もう少し具体的に明示を願いたい。  
(事務局)  
市町村が具体的に今後、地域計画を策定されていく過程の中で、地域の中だけで見ていると、その位置づけが難しい文化財が存在している。少し広いエリアの中で、旧郡くらいのレベルの中で位置づけていくというような視点も必要だ。こうした視点によって重要性が増してくるものもある。そういったものを広域的な行政単位で京都府が提示していくことで、より正確な位置づけができるという場合もある。今後、そういう視点も重要ではないかなというふうに考えている。
  - その視点は同感だ。『海の京都』のプロジェクトが動くとき、観光だけではなくて、例えば府立大の先生方が地域にアドバイスに入るなどされる。しかし6章や7章の記述からは具体的な動きは読み取れない。具体的にはどうか。  
(事務局)  
どういう形で今後活かすかというところはまだ検討中である。例えば文化財の活用という視点だと、なかなか市町村の中では単体でしか位置付けて活用できないものも、もう少し広いエリアで見た場合には、他の市町村の文化財と関連付けて、活用の範囲が広がってくるものもあると考えている。今後検討の過程ではそういう視点も大事にしながら、整理をしていきたい。
  - 市町村の助けになることも期待できるので、今回の大綱作りの中で力を入れていただきたい。
  - 広域行政単位がある一方で、文化、観光等に視点や価値を置いた『海の京都』等によるエリア設定がある。前者は文化や文化財の面からみても、それほど必然的な、地域の

分け方ではなかったのではないか。むしろ、京都府といった地域の歴史と文化を考えると、『海の京都』などのエリア設定のほうがすっきりと把握することができるのではないか。乱暴な言い方かもしれないが、大綱では、後者のほうを重要視されてはどうか。

- 所有者は保存活用計画を策定しなければならないと読み取れる。所有者といっても、寺もあれば、区単位など非常に小さなコミュニティーで文化財を所有しているという場合もある。どのように保存活用計画を策定すればよいのか、また作成まで、導いていただけるとのことかということをお考えいただきたい。

もう一点。京都府が所有管理する文化財の修理整備等の具体的な計画について、史跡名勝のところで瑠璃溪だけが載っている。笠置山も府の管理する自然公園であり、京都府として書いていただきたい。

- 第4章の現状と課題について、『1 建造物』や『2 美術工芸品』の文章の量には極端に差がある。『無形文化財』『文化的景観』は少ない。逆に言えばこれまでに、保護の実績が積み上げられているものは詳しく書かれていて、これから課題になるようなところが少ないように見える。今後、重要な課題になってくるのが『無形文化財』と『文化的景観』だ。どのように保存継承していくのかといった課題など、大綱として書き込んで欲しい。その方が、市町村が地域計画をつくる時には参考になる。

- 第4章と第5章について、学校教育との繋がりをきちっと位置づけはしていただきたいが、例えば無形民俗文化財の担い手や継承者は、小学生が非常に重要な役割を担っている。第5章の人材育成のところ『市町村や博物館大学等と連携して』はもちろんだが、ここに高校・中学特に小学校、特に地元の小学校を入れていただきたい。地域計画では、それぞれの市町村で考えていただくことになると思うが、大学・高校・中学・小学校を少し強調して書いていただいたほうが市町村の地域計画策定に生きてくる。

- 2点ある。一つは防犯の面。天橋立は今、ジェットスキーが異常な状態だ。天橋立の環境については、自然を荒らす動物もいれば、人間が荒らしているという問題もある。何か記述が必要だ。もう一点は、世界ジオパーク。山陰ジオパークについて。世界遺産と同じ大変重要なものである。『海の京都』の中で書くのではなくて、『山陰ジオパークという海岸線等は守っていく』ということも書くべき。

- 41 ページに『文化財保護を支える技術等の継承』に言及していただいているのは結構だが、『無形文化財、民俗文化財の保存を支える道具類の助成、修理技術や原材料の確保』は『言うは易し、行うは難し』の課題だと思う。

しかし、認定している保持者団体が研修会をやってるから府としては支援をしていくという段階にとどまっている印象を受けた。例えば、小さな祭りを続けるために、材料が足りない場合など、府が窓口になってコーディネート的な役割を果たすくらいの積極性がほしい。

- 『市町村との連携・支援』という用語が各所に出てくるが、『支援』と書いてあれば、市町村はどういう支援をしてくれるんだろうと期待する。例えば『人的支援』と書いて

あるととても期待する。『人的支援』とはどういうことを考えているのか。

(事務局)

文化財専門職員が配置されていない市町村で、『地域計画を作りたい』という相談があった場合には地域計画をつくるための組織づくりが必要。場合によっては委員会の委員もしくは取りまとめる立場として、職員が行って協力する。職員がどの程度かかわるのかは、ケースバイケースになるので、こういう表現にしたが、そのようなことを前提に書かせていただいた。

- 違和感がある。これは『府の決意表明』か。大綱の文化庁の指針はわかりやすい。『都道府県によって違うので、自分たちの考えで変更してください』などの表現となっている。『実績のないところは文章が少ない』と話がでたが、実績があるところも、その『反省』と『総括』がない。現場に実際かかわってる人には、『うちの問題だ』と思う人と、反対に『私とは関係ない』と思う人がいる。関係ないと思った人はそれでいいのか。提示の仕方を考えないと空洞化してしまうと危惧している。市町村が地域計画を作る際に、自らの問題や課題と認識できるような表現にしないと、ただ府の大綱に書いてあることを書き写すだけになってしまう。
- 大綱の記述が『京都府としての計画』の部分と、『各市町村の地域計画づくりをサポートするような部分』とが分かりにくくなっている。理念的な部分と、その上で府が主体となって実施することが、繰り返し出てくる。そこを直せないのか。
- 今回、府の職員と市町村の職員との間の交流、支援と書いてあるが、人的交流ぐらいしてほしい。専門職の方が3、4年、市町村に行ってもらおうということができればと思う。
- 基本的には文化財所有者をどう支えるかという問題意識から始まって、計画の話が出てきたと理解している。順番としては上から作ってだんだん下げてくと、文化庁の説明はそうなっていると思うが、市町村等にヒアリングを行い、考えや思いを聞いて積み上げる作業も必要。
- 現在の中間案は『府の文化財行政の方向性』と『市町村の文化財保存活用地域計画をつくる際の指針』という2つの要素が入っている。記述に注意しないとわかりにくいものになるというのが、今の意見の共通点。地域計画については大綱ができていない府県で、すでに文化庁が4つ認めている。それらはよく似ており、それをモデルに全国的に動くと思う。中間案では、京都府の文化財行政の方向は、基本的にこれまでから変わらないということを示している。その方向性の中で、『これから地域計画について府がどういう協力をするか』と、『地域計画をつくるときの基本的な考え方として重要なこと』の二つが混在している。書き分けるのは難しいが、地域計画の指針が31ページにあるので、これと他のところの違いがはっきり分かるようにすることが重要。
- 大綱が文化財保護法で求められる前提は、『市町村が地域計画を作るために』ということではないのか。

- 都道府県は大綱をつくることができる。市町村は地域計画をつくることができる。ということで、地域計画については、基本的にアクションプランということで措置の部分を重視したもの。都道府県の大綱については確かに二面性がある。それは京都府であれば、『京都府が主催となって事業をする部分』と『地域計画の作成等を支援する部分』がある。

今、その二面性のところで議論になっている。そこを整理しつつ、『海の京都』など京都のブランド力を生かしながら、地域の資源を磨き上げて、地域が一体となって取り組んでいく京都府の事業の部分を盛りこむことで、地元の市町村は活用を含めた地域計画が作りやすくなると思われる。

- 二つの要素、『京都府としての現状と課題』あるいは『府としての基本方針』と『市町村が地域計画を作っていただく上での指針』を分けるとすれば、おおよそ4章までが前者。第5章からが、『市町村に対する指針的な内容』だと思う。4章までと5章以下を2部構成で分け、その上で表現等を整理すると良いのではないか。

- 大綱の中で『地域の人に愛される』とか『地域が一体となって』を強調して書き、さらに『過疎化が進んでいく中で新しい担い手を』ということも書いている。文化財行政の市民参加への橋渡しだとは思う。問題は京都市以外の市町村で、その『地域が一体になって』とか『地域の人に愛される』とていうことをどう京都らしく書くことができるか絶対必要。

(事務局)

市町村に作成していただく、『地域計画での指針』としての部分と、今後『府教育委員会として進める取組』について線引きが十分に明確にできてないところがあった。特に市町村に策定していただく地域計画の指針という部分を明確にわかりやすくすることが重要と考える。次回までに内容をきちっと整理させていただきたい。

- 『京都府の指針』といわゆる『市町村の地域計画のための大綱』という2つの面で議論されているわけだが、文化庁は前者はいらないと考えておられるか。書くことが必要なら、そういう方向性を出していただきたいが……。

- 指針にも書いてあるように、大綱については、基本的な方向性を明確化するもので、これは取組を進める共通の基盤となるもの。そこで、複数の市町村にまたがる広域的な取組や市町村の方針などについて、大綱に定めるということなので、ここは記載事項としては市町村への支援の方針などを書いていただくということが必要だ。

- 文化庁にうかがいたいのが、『地域計画のための指針』と『府の取組』の二面を書く必要があるのか。

- 指針にあるように取組の基盤となる方向性を明確化することと市への方針などもかいていただくことになる。

- 十分理解しかねる…。

- 府文化財保護課が中心になって指定し保護し、様々なサポートを基本的な文化財に対する考え方と方針は、こういう形であって変わりませんよという意思表示をする部分と、もう一つ市町村が地域計画を作られるときのための本当に指針や注意事項も含めた、両方のものを含むという捉え方でよいか。
  
- 例えば『海の京都』とかいう事業であれば、大綱だけでは進められない。実際に進めるのであれば、域内の市町村が、地域計画だと『地域計画の措置』のところに書いていただいて事業を実施していくということで、京都府が事業を進めることができると思う。基本は市町村の事業がメインになって、そこでの方向性・方針を京都府が示されるような構図になろうかと思う。

(事務局)

ありがとうございました。市町村が地域計画を策定する上での方向性、それと京都府の取り組みはその部分はもう少し整理して、今後示したい。